

燕市

チャレンジ・ファーマー支援事業補助金

〈令和7年度〉

募集要項

内 容

1. 目 的
2. 補 助 対 象 者 ・ 要 件
3. 補 助 対 象 事 業
4. 補 助 内 容
5. 補 助 対 象 経 費
6. 事 業 全 体 の 流 れ
7. 申 請 方 法
8. 募 集 期 間
9. 提 出 書 類
10. よくある質問
11. 注 意 事 項
12. 申 請 ・ 問い合 わせ先

燕市産業振興部 農政課

燕市チャレンジ・ファーマー支援事業補助金

1. 目的

本事業では、農地集積等による経営規模の拡大や複合営農化に向けた取組、また先進技術を活用したスマート農業設備を導入し積極的な省力化等に新たにチャレンジする農業者に対して支援を行うことで、農業所得の向上を目指し安定した農業経営の実現を図ることを目的としています。

2. 補助対象者・要件

● それぞれの支援内容に応じた対象者のいずれかに該当し、要件を満たす者

	(1) 規模拡大支援	(2) 複合営農等支援	(3) 先進技術導入支援
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内在住の認定農業者又は認定新規就農者で、申請時点で<u>75歳以下の者</u>・設立後3年以内の農地所有適格法人	<ul style="list-style-type: none">・市内在住の認定農業者又は認定新規就農者で、申請時点で<u>75歳以下の者</u>・農地所有適格法人・3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等	<ul style="list-style-type: none">・市内在住の認定農業者又は認定新規就農者で、申請時点で<u>75歳以下の者</u>・農地所有適格法人・3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等
対象要件	<ul style="list-style-type: none">①農地中間管理機構から農地の賃借権又は使用賃借による権利の設定を受け、申請前年度の4月1日時点と比べて個人農家は<u>1ha以上</u>、法人は<u>2ha以上</u>経営面積が増加していること②申請年度を含む3年度以内に農地中間管理機構を通じて集積を行い、①とは別に個人農家は<u>2.5ha以上</u>、法人は<u>5ha以上</u>経営面積が増加すること	<ul style="list-style-type: none">①複合営農チャレンジにおいては、<u>2年以上継続してその作物を栽培する</u>こと	

3. 補助対象事業

(1) 規模拡大支援

規模拡大チャレンジ 経営規模の拡大に伴い必要な機械及び施設整備事業

(2) 複合営農等支援

①複合営農チャレンジ 新たな園芸作物に取り組む、また、すでに取り組んでいる園芸作物の作付面積を2割以上拡大するために必要な機械及び施設整備事業

②特産品開発チャレンジ 燕市産農産物を使用した新たな特産品の開発事業

(3) 先進技術導入支援

先進技術導入チャレンジ事業 省力化に必要な先進技術が活用された機械及び施設整備等事業

4. 補助内容

	(1)規模拡大支援	(2)複合営農等支援	(3)先進技術導入支援
補助率 ※1	補助対象経費の1/4	補助対象経費の1/3	補助対象経費の1/4
限度額	150万円	150万円	100万円
補助対象期間	交付決定日から申請年度の3月末まで ※2		

※1 50歳未満は、(1)～(3)いずれも1/2となります。

※2 事前着手届を提出した場合は、申請日から交付決定日までの間も対象となります。

5. 補助対象経費

事業に必要な最小経費で、かつ、補助対象期間までに支払いが完了する経費となります。ご不明な場合は農政課までお問い合わせください。

- ！消費税及び地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料は補助対象となりません。
- ！汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、自動車等）や、飲食の経費は、すべて補助対象外となります。
- ！中古品（未使用品、デモ機等を含む）は補助対象外となります。

(1) 規模拡大支援

経営規模拡大により必要となった新たな設備導入費、または既存の設備更新費（機械器具本体及び付帯経費）。

※設備更新については、既存設備能力を超える新たな設備への入れ替えのみ対象とします。

(2) 複合営農等支援

① 複合営農チャレンジ

複合営農化に向けて必要となった機械器具本体及び付帯経費。

② 特產品開発チャレンジ

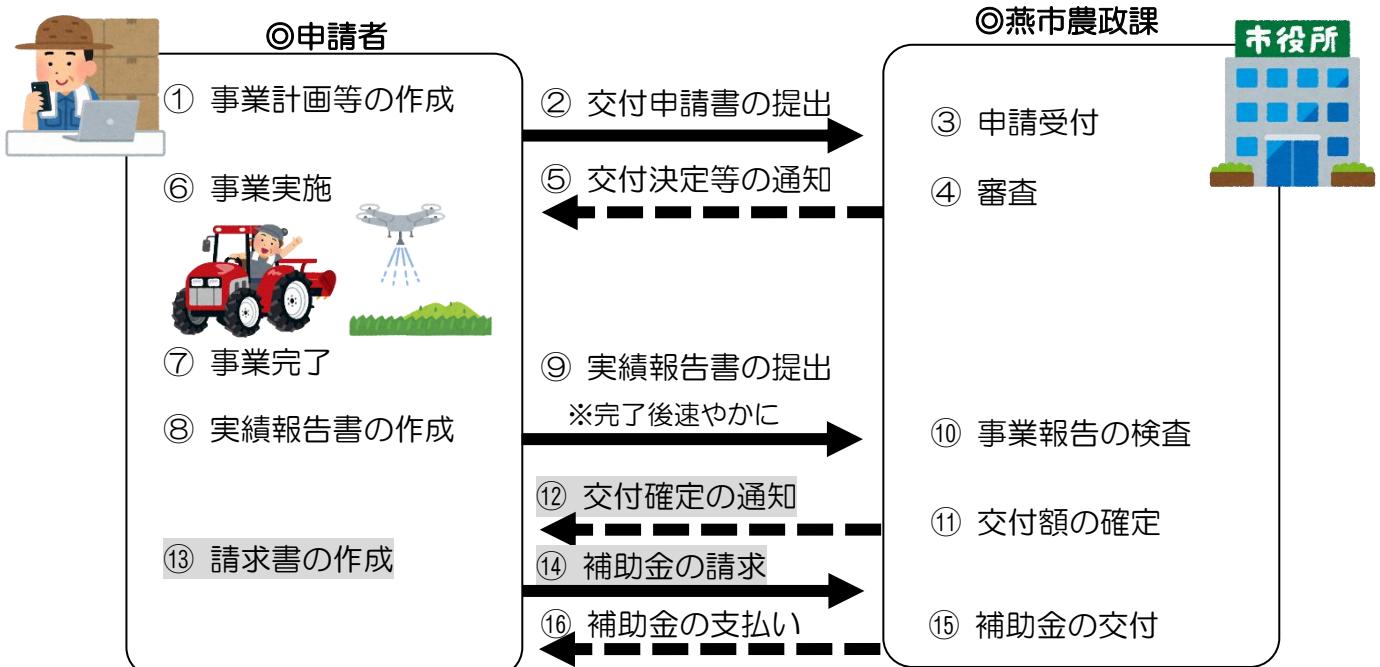
費目	内容
消耗品費、材料費	開発に必要な資材や原料等を購入するための経費。
謝金・費用弁償	事業に必要な助言、指導等を専門家から受ける場合に支払われる謝金やその専門家に支払われる旅費。
外注加工費	開発品の一部の加工等を外注するための経費。
委託費	食品検査、分析業務等を専門機関に委託するための費用。 (一般的な作業の業務委託は対象となりません。)
調査費	類似サンプル等の購入費。先進事例研究や販路開拓等に必要となる旅費。 [旅費について] 燕市職員旅費支給条例(平成18年燕市条例第55号)又は燕市職員の外国旅行の旅費に関する条例(平成18年燕市条例第56号)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料が上限となります。
機械器具購入費	開発に必要な機械器具の購入に係る費用。
使用料・賃借料	開発に必要な施設の使用や、借用に必要な費用。

その他経費	PAT 等取得にむけ必要となる経費（特許庁に支払う経費は除く）、他者が保有する知財を使用するための経費等。
-------	---

(3) 先進技術導入支援

機械器具費及び先進技術の活用により提供されるサービスに係る経費。

6. 事業全体の流れ



※検査において実績報告書の金額と交付決定額が同じと認められた場合、交付確定通知を省略することがあります。その場合は、請求書の作成を市から依頼します。

7. 申請方法

燕市役所 農政課（3階 26 番窓口）に書類を提出してください（住所：燕市吉田西太田 1934 番地）

8. 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から 予算額に達する日 または 令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

9. 提出書類

	書類名	備考
1	交付申請書【様式第1号】	申請書は市役所ホームページでダウンロードできます。 アドレス： https://www.city.tsubame.niigata.jp/ ※トップ画面の“工業・商業・農業・観光”的バナーからお進みください。
2	事業計画書【様式第2号の1】	
3	導入設備等のカタログ、図面	設備導入がある場合は、品番やメーカーのわかるカタログを添付してください。ハウスの設置にあたっては図面等を添付してください。
4	見積書	機械導入や施設の整備がある場合は、 <u>2者以上</u> の見積書を添付してください
5	身分証明書	年齢を確認するため、免許証のコピー等を添付してください
6	事前着手届【様式第5号】	事情により交付決定前に、事業の事前着手が必要な場合は、

	併せてご提出ください。
--	-------------

※提出頂いた書類は返却しません。必要に応じコピーをお取りください。

10. よくある質問

Q：(1) 規模拡大支援と (2) 複合営農支援を同時に申請することは可能か

A：支援内容が異なる場合は、同一年度内でも複数申請が可能です(申請書はそれぞれ作成いただきます)。

ただし、(2) 複合営農支援の①複合営農チャレンジと②特產品開発チャレンジ等、同一支援の場合は年度内に1申請のみとなります。

また、前年に複数の申請があった場合、翌年度の申請が制限される場合がありますので、詳細は農政課の担当までお問い合わせください。

Q：規模拡大支援を前年に受けており、その後さらに集積したが、今年も申請することはできるか

A：個人農家の場合、1ha 集積後さらに 2.5ha 増加することが要件となっているため、この要件をクリアし、加えて当該年度の要件を満たす場合は申請が可能です。

例 令和6年度に補助を受けていて、令和7年度にも申請要件を満たす場合

	R5.4.1	R6 申請時	R6 要件の集積	R7 申請時	R7 要件の集積見込
耕作面積	5ha	6ha	8.5ha	9.5ha	11.5ha
増加面積	-	+1ha	+2.5ha	+1ha	+2.5ha

Q：令和8年度の作業に向けて機械を導入したい

A：令和7年度（令和8年3月31日まで）の作業に必要な機械等の導入が対象となりますので、今年度は申請いただけません。

Q：田んぼを購入し、経営面積が増加したが、規模拡大の要件となるか

A：中間管理機構を通じた利用権の設定を対象としているため、購入は要件に該当しません。

Q：農舎を建築・改装したいが対象になるか。

A：建物に関しては対象外となります。特產品開発において、保健所の許可を得るための建築・改築についても同様です。

11. 注意事項

- 申請にあたっては「燕市チャレンジ・ファーマー支援事業補助金交付要綱」の内容をご確認ください。
(交付要綱は市ホームページからダウンロードして下さい。)
- その他農政課担当からの指示等があった場合は、それに従い事業を実施してください。
- 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- 補助事業終了後の最低5年間は、事業に係る関係書類等を必ず保存して下さい。

12. 申請・問い合わせ先

燕市産業振興部農政課 農政企画係 (市役所3F 26番窓口)

〒959-0295 燕市吉田西太田1934 市役所3F

[電話] 0256-77-8242 [FAX] 0256-77-8304 [e-mail] nousei@city.tsubame.lg.jp